

58

大正十五年三月三十日

(愛知県)

日給増額同然に因り中部支那に於て  
 従後新報に於て電報を以て

中部支那に於て従後新報に於て電報を以て

三月三十一日及び三月二十九日

豫定に於て一月に於て

に於て豫定に於て一月に於て

トテ此年未だ以來

土倉局

二、日中派の主張を根拠として

者には多量に於て

好まざるものあり

以上三種の主張は

要するに

以上三種の主張は

印刷に於て

中部支那に於て

總計九表

柴河支那	二六五
北支支那	一四九
江川支那	二九〇
長上支那	二七〇
二種支那	一七〇